

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ↳ 26	(略)	(略)	1 ↳ 26	(略)	(略)
27	一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。)、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)、冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)、一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 (略) 2 法第五条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項(法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項及び第四項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第一項ただし書及び第三項第一号、第二十一条第一項から第四項まで、第二十二条第一項第一号、第二十四条の二第一項、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項(法第二十七条の四第二項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。)及び第六項(法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)、第三十五条第一項第一号、	(略)	27	一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。)、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)、冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)、一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 (略) 2 法第五条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項(法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項及び第四項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第一項ただし書及び第三項第一号、第二十一条第一項から第四項まで、第二十二条第一項第一号、第二十四条の二第一項、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項(法第二十七条の四第二項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。)及び第六項(法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)、第三十五条第一項第一号、	(略)

新			旧		
28 ↳ 116	第三十九条の十一、 <u>第三十九条の二十一第一項後段</u> 、第五十二条第二項並びに第五十六条の二の規定による届出の受理 3～18 (略) <u>19 法第三十九条の二十三後段の規定による危害予防規程の提出の要求</u> <u>20～53</u> (略)		28 ↳ 116	第三十九条の十一、第五十二条第二項並びに第五十六条の二の規定による届出の受理 3～18 (略) <u>(新設)</u> <u>19～52</u> (略)	
	二 (略)	(略)		二 (略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)